

## 第1編 総論

### 第1章 増毛町の責務、計画の位置づけ、構成等

増毛町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、増毛町の責務を明らかにするとともに、増毛町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

#### 1 増毛町の責務及び増毛町国民保護計画の位置づけ

##### (1) 増毛町の責務

増毛町（増毛町長及びその他の執行機関をいう。以下「町」という。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

##### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2 計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処  
資料

**3 計画の見直し、変更手続**

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、増毛町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

町国民保護協議会は、町長を会長として、国民保護法第40条第8項の規定に基づく増毛町国民保護協議会条例（平成18年条例第4号）第2条に規定する委員及び専門委員によって組織するものである。（資料1参照）

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、増毛町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

## 第3章 基本用語の説明

国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災

第1編 総論

	害への対処に関する措置等)
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。

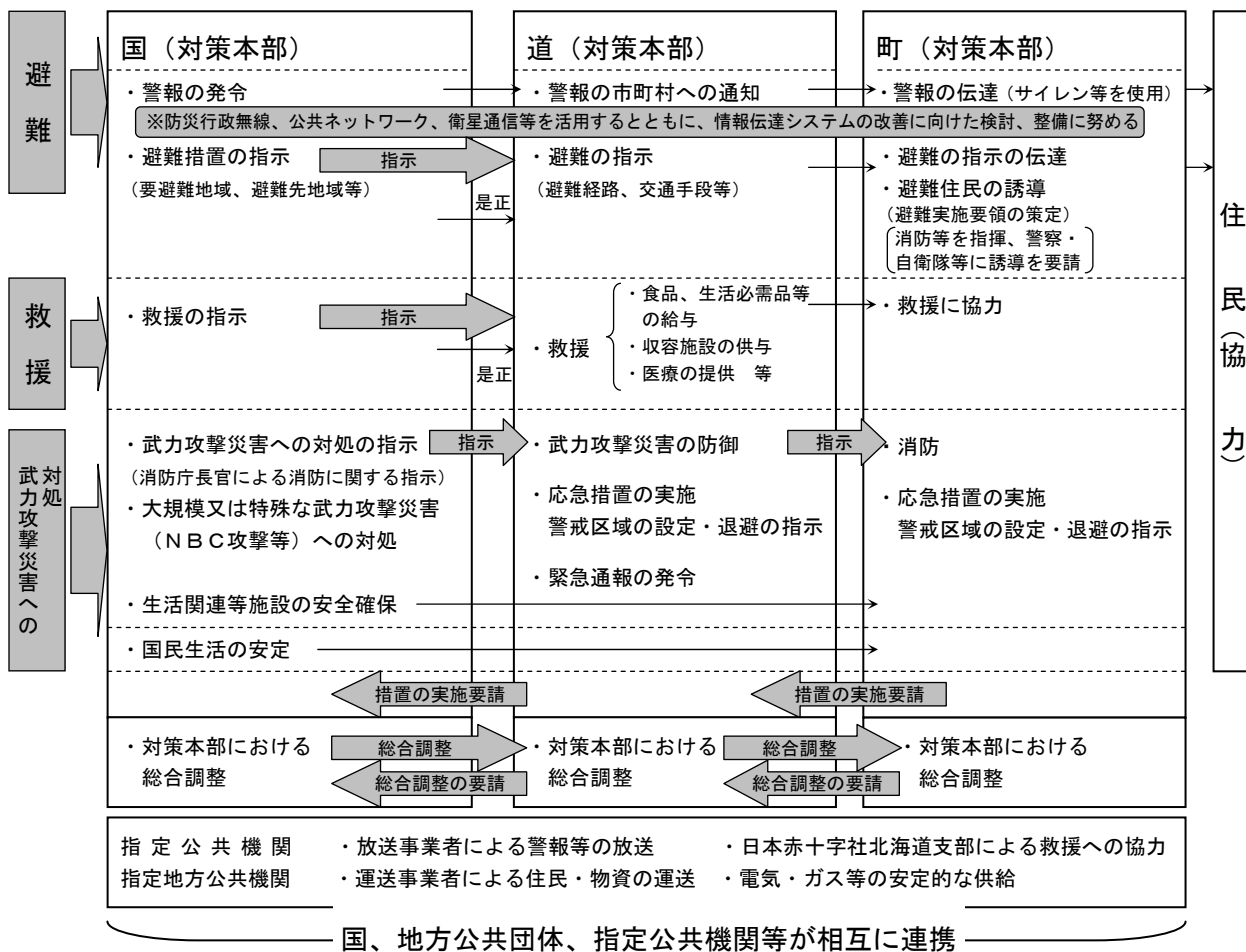
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市町村対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。

#### 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の全体の仕組み

＜国民の保護に関する措置の仕組み＞



2 各機関の事務又は業務

国民保護措置等について、町、道、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

なお、関係機関等の連絡先については、資料3参照のこと。

【町】

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町 長 等	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、その他の住民の

	<p>避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【道】

機 関 名	事 務 又 は 業 務
知 事 等	<p>1 北海道国民保護計画の作成</p> <p>2 北海道国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報の通知</p> <p>6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>



【指定地方行政機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務
共 通 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織の整備、訓練、啓発</li> <li>2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施</li> <li>3 被災情報の収集及び報告</li> <li>4 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
北海道農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保</li> </ol>
北海道森林管理局 (留萌南部森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
北海道開発局 (留萌開発建設部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> <li>4 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
札幌管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び情報の提供</li> </ol>
第一管区海上保安本部 (留萌海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保に係る海上における立入制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務
共 通 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護業務計画の作成</li> <li>2 組織の整備、訓練</li> <li>3 被災情報の収集及び報告</li> <li>4 管理施設の応急復旧に関する措置の実施</li> <li>5 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</li> </ol>
放送事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容の放送</li> </ol>

運 送 事 業 者	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電 気 通 信 事 業 者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電 気 事 業 者	1 電気の安定的な供給
ガ ス 事 業 者	1 ガスの安定的な供給
日 本 郵 政 公 社	1 郵便の確保
医 療 機 関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 道路及び管理施設の適切な管理
日 本 赤 十 字 社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

## 第5章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 位置と地勢

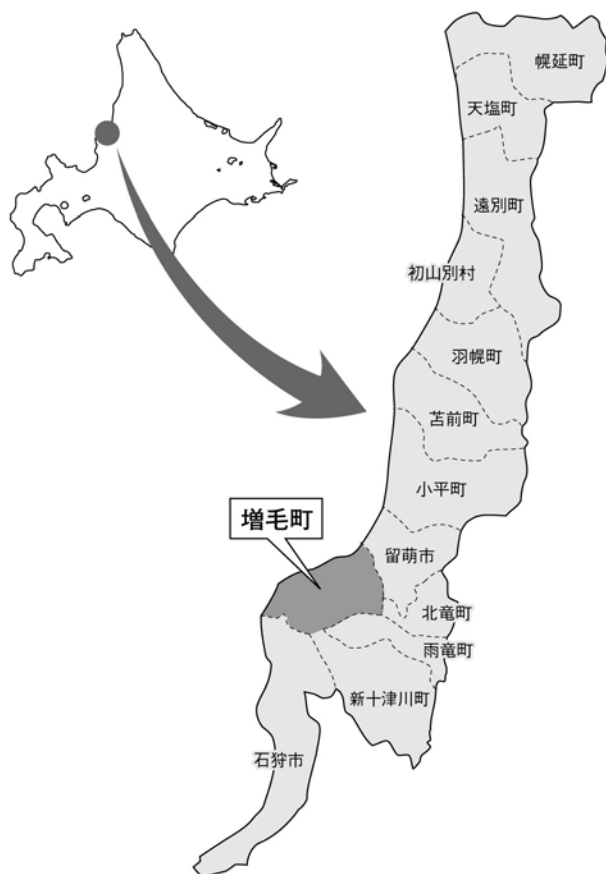
#### ① 位置

本町は、北海道の西北に位置する留萌支庁管内の最南端にあり、その範囲は、東西約30.2km、南北約24.4km、日本海に面した海岸線約38kmの総面積369.68km<sup>2</sup>（東京都の約6分の1）である。南は暑寒別岳を主峰とする山地で、北竜町、雨竜町、新十津川町、石狩市との境界となっており、東は留萌市に隣接している。

#### ② 地形

地形は、大部分が火山地帯の山地で構成され、海岸付近に若干の段丘がある。暑寒別川を始めとして各河川は流れが急で、沖積低地の発達は少なく、特に別荘から岩老、雄冬にかけての地域は断崖絶壁をなした急峻地帯である。

農耕地は、大部分が低地に分布し段丘がこれにつづき、丘陵地の利用はわずかである。



位 置	
北緯	43° 40' 56" ~ 43° 54' 01"
東経	141° 42' 30" ~ 141° 19' 53"

(2) 気 候

気候は、海岸と奥地並びに標高差などから複雑多様であるが、概して日本海側気候の特徴を有し、平成17年における月平均気温8.0℃、月平均降水量106.8mmで内陸方面より平均気温も高く、降水量も多い方である。

年間を通じて風の強い日が多く、特に冬季はしばしば暴風雪となる。

四季における気候は、冬季は湿潤寒冷で、夏は短いが気温は高く、春季及び初夏には空気が乾燥し、晩夏から秋にかけては多雨となる傾向にある。

○気温・降水量・積雪

(平成17年)

	平均気温 ℃	月最高気温 ℃	月最低気温 ℃	降水量 mm	月最高積雪値 cm
1 月	-3.2	6.0	-11.7	142.0	88
2 月	-3.6	3.1	-12.2	120.0	129
3 月	0.2	10.5	-7.7	69.0	137

第1編 総論

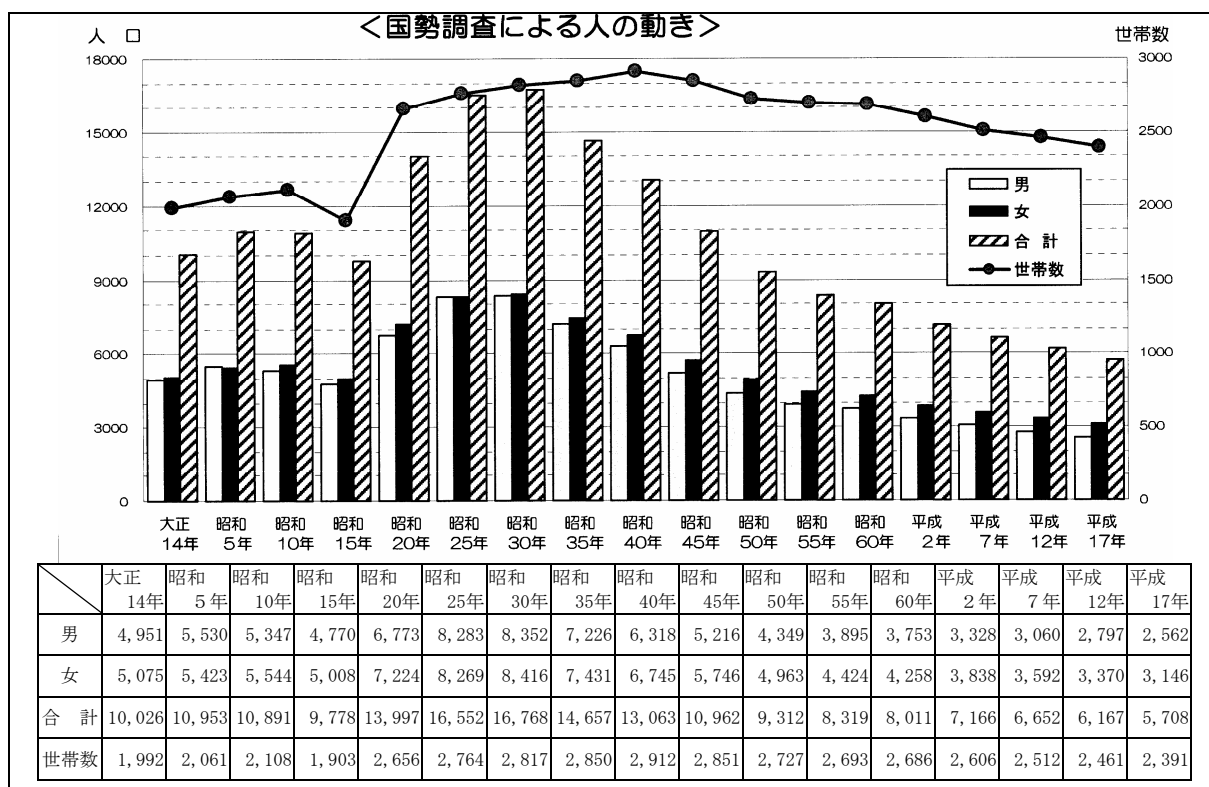
4月	5.8	18.7	-3.9	35.5	63
5月	9.9	23.2	1.3	78.5	—
6月	16.6	29.5	8.7	32.0	—
7月	18.6	27.8	12.1	33.5	—
8月	21.5	28.6	14.3	144.0	—
9月	17.3	26.6	9.7	80.0	—
10月	12.1	20.5	1.7	101.0	—
11月	4.7	19.4	-2.2	222.5	11
12月	-3.4	3.2	-11.5	223.0	110
平均	8.0			106.8	
平16年平均	9.2			86.4	
平15年平均	8.5			83.8	
平14年平均	9.2			96.4	
平13年平均	7.9			97.5	
平12年平均	8.5			121.0	

観測地：町内弁天町3丁目

(3) 人口

町の人口は、平成17年度の国勢調査（速報値）によると5,708人、世帯数は2,391であり、人口は、年々減少している。また、年々高齢化と少子化が進んでおり、国民保護計画の推進の面からも重要な課題となっている。

地域別世帯数及び人口をみると、市街に人口が集中していることがわかる。



○地域別世帯数及び人口

(平成17年国勢調査)

地域	世帯数	人口総数	男	女	1世帯当たり人員
雄 冬	48	92	46	46	1.9
岩 老	12	30	16	14	2.5
別 苧	297	725	314	411	2.4
暑 寒 沢	33	107	53	54	3.2
市 街	1,329	2,982	1,335	1,647	2.2
中 歌	34	80	39	41	2.4
見 晴 町	76	296	116	180	3.9
湯 の 沢	7	22	10	12	3.7
箸 別	65	146	66	80	3.1
舎 熊	243	574	263	311	2.4
阿 分	192	484	218	266	2.5
信 砂・御料	55	170	86	84	3.1
計	2,391	5,708	2,562	3,146	2.4

注：見晴町は、明和園（養護、特養で2世帯・124人）を含んでいます。

(4) 産 業

本町は、かつては鯉漁で栄えた町であるが、鯉漁の急速な不振が労働力の流出、特に若年層の町外流出につながっている。

また、農業を取り巻く環境も厳しく、農・漁業従事者の高齢化及び後継者不足は、町の産業振興にとって大きな課題となっている。

このような中、工業は、水産加工業が中心となっており、雇用の場として重要な基幹産業となっている。

また、近年の道路網の整備により、観光客等の流入車両が増加傾向にある。反面、町を訪れる土地に不案内な観光客に対する国民保護対策については慎重な対応が求められる。

○産業別職業人口の移りかわり

調査年	区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
平成2年 3,620人	男	654	18.1	674	18.6	747	20.6
	女	418	11.5	442	12.2	685	18.9
	計	1,072	29.6	1,116	30.8	1,432	39.6
平成7年 3,423人	男	530	15.5	653	19.1	773	22.6
	女	345	10.1	423	12.4	699	20.4
	計	875	25.6	1,076	31.4	1,472	43.0
平成12年 3,145人	男	419	13.3	615	19.6	713	22.7
	女	298	9.5	412	13.1	688	21.9
	計	717	22.8	1,027	32.7	1,401	44.5

(5) 交通体系

① 道路

本町の道路網は、道都札幌市から日本海沿いに北上し、留萌市とを結ぶ国道231号と、これに交差し、深川市へ通じる道道増毛稲田線、道道暑寒別公園線及び道道増毛港線の4本の広域幹線道路に、各地域の生活関連町道が連絡し、道路網が形成されている。

平成4年に国道231号の通年通行が可能となったほか、平成9年度に国道の増毛バイパスが供用になったことによって、町外からの流入車両数が飛躍的に伸びるとともに、人及び物の運搬が活発化し、町経済の活性化に大きく寄与している。

## ○道路状況

(平成15年3月31日)

区 分	路線数	実延長	改 良 済		舗 装 済	
			延 長	率	延 長	率
国 道	1	33.59km	33.59km	100.0%	33.59km	100.0%
道 道	3	31.31km	31.31km	100.0%	31.31km	100.0%
町 道	232	162.95km	44.58km	27.4%	80.17km	49.2%
農 道	17	5.6km	3.5km	62.5%	2.1km	37.5%
林 道	4	34.7km	19.2km	55.3%	15.5km	44.7%

また、冬期の路線確保を図るための流雪溝の延長やスタッドレスタイヤ時代に対応した急勾配路線のロードヒーティング化等の整備を図る必要がある。

町道については、地域住民の生活道路としての役割を担っていることから計画的に改良、舗装を推進し、産業経済の振興と住民のより一層の利便性の向上を図らなければならない。

## ② 交通

本町の主要交通機関である鉄道は、増毛駅を終起点としてJR留萌本線が走り、本町の産業振興、教育文化等、住民生活に多大の貢献を果し、その発展を支えてきたが、近年の車社会による利用者の減少により、合理化による運行本数削減の傾向にある。

旅客自動車については、民営バスが、本町と留萌市との間に1日17往復の乗合運送をしており、うち3往復は雄冬地区まで運行され、また、国道231号の通年通行が可能になったことから、都市間バス（札幌～雄冬～増毛～留萌）が2往復運行されている。

また、空路については、ヘリポート（増毛町別荘744番1、1.07ha）の建設により地域開発の基盤整備及び防災・災害活動や薬剤散布、旅客、貨物の輸送など観光を含めた地域産業振興等に大きな期待が寄せられている。

国道をはじめ、道道・町道などは、地域に密着した生活道路として、また武力攻撃事態等及び緊急処理事態発生時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割をもつため、必要に応じた整備が求められている。

○増毛ヘリポート





(6) 海岸・漁港

小樽から稚内までを結ぶオロロンラインは全長322kmに及び、本町はそのうち38kmの海岸線を有している。海岸線にはオートキャンプ場等の観光レクリエーション施設が広がる。また、本町の水産業の拠点となる増毛港をはじめ4つの漁港がある。増毛漁港は、昭和28年に地方港湾に指定され、漁業者が沿岸漁業を営む上での生産基地として機能している。

海に面した豊かな自然に恵まれている反面、海からの武力攻撃事態への対策が課題である。

○港勢

(平成16年)

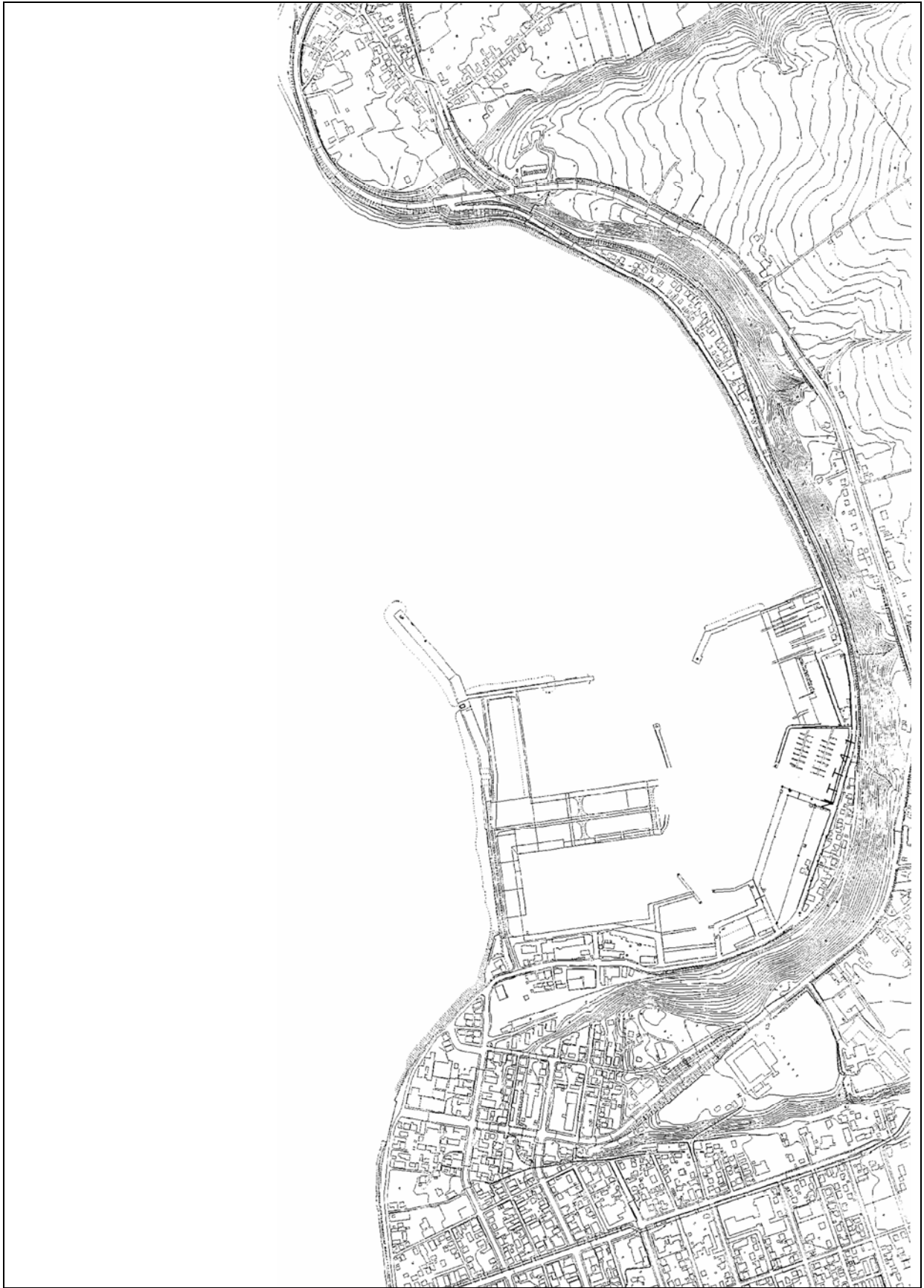
港名	種別	陸揚量		経営体数 (組合員数) (人)	漁家戸数 (戸)
		数量(t)	金額(千円)		
増毛港	地方港湾	5,000	1,859,657	68	68
雄冬漁港	4種漁港	111	57,823	29	27
岩老漁港	1種漁港	99	38,880	10	10
別苺漁港	1種漁港	520	242,292	93	93
阿分漁港	1種漁港	44	32,951	22	22
合計		5,774	2,231,603	222	220

○航路標識

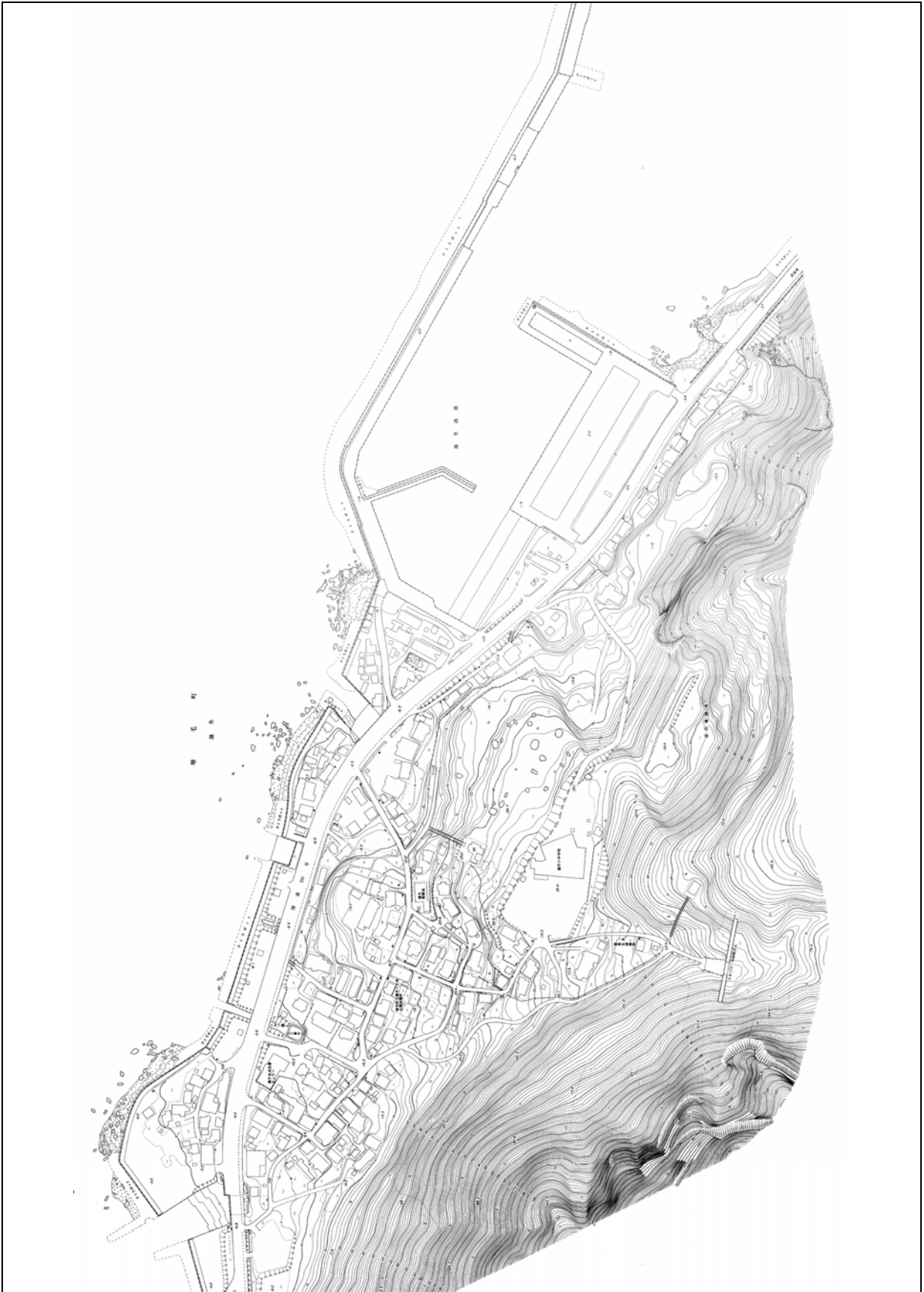
1カイリ(海里)は約1,850m (平成16年12月1日)

名称	所在地	塗色と構造	灯質	灯高 水面上	光度	光達 距離	開設年月
増毛灯台	弁天町	白地に赤横帯1本 塗塔形 (コンクリート造)	単閃白赤互光 毎16秒に白1閃 光赤1閃光	46m	白光実効光度 180,000cd 赤光実効光度 75,000cd	18.5 カイリ	明治 23年12月
増毛港北防 波堤灯台	増毛港 北防外端	赤色・塔形(コンク リート造)・タイル張	等明暗赤光 明3秒暗3秒	14m	700cd	8.5 カイリ	昭和 4年5月
増毛港西防 波堤灯台	増毛港 西防外端	赤色・塔形(コンク リート造)・タイル張	単閃赤光 毎3秒に1閃光	12m	実効光度 59cd	4.5 カイリ	昭和 49年11月
雄冬港北防 波堤灯台	雄冬港 北防外端	白色・塔形(コンク リート造)・タイル張	等明暗緑光 明2秒暗2秒	11m	700cd	8.5 カイリ	昭和 51年10月
別苺港北防 波堤灯台	別苺港 北防外端	赤色・塔形(コンク リート造)・タイル張	単明暗赤光 明3秒暗1秒	14m	700cd	8.5 カイリ	平成 元年11月

○増毛港



○雄冬漁港



## 第6章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、国の基本指針に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

#### (1) 着上陸侵攻

##### ① 特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

##### ② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

##### ① 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被

害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、たとえば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティーボムが使用される場合がある。

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町（消防機関を含む。）は、道、道警察、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の

地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、国の基本指針及び道国民保護計画に基づき、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

##### イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害  
大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。  
汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害  
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
- (ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害  
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
- (エ) ダムが破壊された場合の主な被害  
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

#### ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

##### イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

### (2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。